

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『児童館』

児童福祉法で定められている『児童福祉施設』





児童館ジャンル【定義1】

- ① 『児童福祉法第40条』に規定する児童福祉施設の1つで
- ② 『児童福祉施設最低基準』に基づき
- ③ 地域において児童の『健全な遊び場を提供』、『児童の健康の増進』、『児童の情操を豊かにすること』を目的として運営されている常設の児童福祉施設



児童館ジャンル【定義2】

- ①児童福祉法第6条の2第6項の規定に基づき、
- ②乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、
- ③地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする常設の子育て支援拠点施設



児童館ジャンル【定義1】と【定義2】のどちらかに
該当する施設が『児童館』ジャンル



『児童福祉施設』とは、児童福祉法に基づいて、児童福祉に関する事業を行う施設の総称。

児童福祉法(第三十六条～四十四条)に定めのある児童福祉施設は14種類あり、児童館はそのうちの一つになります。

いこーよの『児童館ジャンル』においては、児童福祉法で定められた『児童館』に加えて、児童福祉法第6条の2第6項の規定に基づき運営されている子育て支援拠点施設も含まれます。

※児童館の規模や、地域によって、名称がかわりますが、定義1もしくは定義2の、各①～③の定義を満たしている場合は名称は問いません。

※運営主体は児童福祉法で定められている、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又はその委託等を受けた社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等(以下「社会福祉法人等」)に限ります。